

総務企画委員会記録
<第3号>

平成28年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成28年7月13日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成28年7月13日 水曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後3時1分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 2 乙第8号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 3 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 4 乙第10号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 5 乙第11号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
- 6 乙第12号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 7 乙第13号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 8 乙第14号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 9 陳情第37号、第40号、第45号、第48号、第55号、第63号及び第67号
- 10 尖閣諸島周辺海域への中国軍艦等の侵入に関する意見書について（追加議題）
- 11 本委員会の所管事務調査事項について（追加議題）
- 12 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 渡久地 修 君

副委員長	新垣光栄	君
委員	花城大輔	君
委員	又吉清義	君
委員	中川京貴	君
委員	仲田弘毅	君
委員	宮城一郎	君
委員	当山勝利	君
委員	仲宗根悟	君
委員	玉城満	君
委員	比嘉瑞己	君
委員	上原章	君
委員	當間盛夫	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	謝花喜一郎	君
防災危機管理課長	知念弘光	君
総務部長	金城武	君
人事課長	嘉数登	君
企画部長	下地明和	君
総合情報政策課長	上原孝夫	君
地域・離島課長	屋比久義	君
環境部環境政策課班長	金城康司	君
子ども生活福祉部消費・くらし安全課副参事	比嘉千乃	さん
保健医療部保健医療政策課長	大城博	君
保健医療部健康長寿課長	山川宗貞	君

保健医療部生活衛生課長	與那原 良 克 君
土木建築部住宅課班長	池 村 博 康 君
警察本部警務部総務課 公安委員会補佐室長	大 城 盛 和 君
収用委員会事務局主幹	安 里 克 也 君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案及び乙第8号議案から乙第14号議案までの8件、陳情第37号外6件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び企画部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から就任挨拶があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

まず初めに、甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成28年度一般会計補正予算(第1号)説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、必要な予算を措置するものであります。

1ページをお願いいたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5200万円となっており、補正後の改予算額は7542億800万円となります。

歳入、歳出の主な内容については、後ほど御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳入歳出の財源内訳となっております。

3ページをお願いいたします。

歳入内訳について御説明いたします。

繰越金の5200万円は、平成27年度決算剰余金の一部を補正予算の財源として活用するものであります。

4 ページをお願いいたします。

歳出内訳について御説明いたします。

救急医療対策費5200万円は、社会医療法人仁愛会浦添総合病院一浦添総合病院が運航するドクターヘリの発進基地移設に伴うヘリポート及び周辺施設の整備等に係る補助金であります。

5 ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する補正でございます。

住宅市街地総合整備費は、老朽化した県営新川団地の建てかえ事業について、次年度にわたる工事請負契約を早期に締結するため、債務負担行為を設定するものであります。

以上が、甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 何点か確認させてもらいます。

まず、今回、5200万円ですか。ドクターヘリの発進基地一ヘリポートということなのですが、なぜこれが新年度予算で出てこないで、今ごろ出てきたのか。その点から御説明をお願いいたします。

○大城博保健医療政策課長 ドクターヘリの発進基地の移設関連経費につきまして、当初予算に計上できなかった経緯について御説明させていただきます。

県においては、平成27年11月に浦添総合病院から現在のヘリ基地を平成28年

12月末までに切り上げて、新しいヘリポートにヘリ基地を移転しなければいけないと相談を受けまして、その後、県も協力をしながら移転候補地の確保に向けて取り組んできました。浦添総合病院からは、県有地で活用可能な土地はないかというような相談を受けておりましたので、県においても、ヘリ基地として活用可能な土地がないか複数選定しまして、浦添総合病院やヘリコプターの運航業務を受託している事業者などと現地確認をしながら、検討を進めてきました。けれども、浦添総合病院においても、県においても、平成28年度当初予算編成時点までに候補地を確保することができませんで、当初予算には計上することができなかつたということでございます。

現在、浦添総合病院がヘリ基地を整備することとしている浦添市の土地につきましては、浦添市の市有地になっておりまして、他に貸し付けが行われている土地なのですが、浦添総合病院から浦添市に、「その土地をヘリ発進基地に利用したいので、土地の使用者にこの使用期間を短縮してもらえるように調整してもらえないか」と依頼をしまして、浦添市が調整を行った結果、5月下旬ごろに調整がつかしまして、発進基地として確保できる見通しがついたことから、今回緊急に補正予算の計上をお願いしているという経緯でございます。よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員 これは2月議会でも島袋大議員からも強く言われたことだと思うのです。12月に期限が切れるのでしょうかと。前もって皆さんも、多分それを知っていたかと思うのです。皆さんもこの厚生労働省一厚労省との委託業務をする中で、こういうことがあるということ。本来ならば、皆さんとして、せめて調査費であり、計上して取り組むべき問題だったのではないのかなと非常に疑問に思います。それともう一つです。2月議会で島袋大議員から12月に切れるという強い指摘を受ける中で、皆さんはどう答えたかということ、県は円滑に基地の移転が行われなければ、多大な影響があるということで、関係機関で土地を探していたということなのですが、そのあとに皆さんがアクションを起こして、この土地を探して行動を起こしたというのは、具体的にいつされましたか。

○大城博保健医療政策課長 先ほどの答弁でも触れましたが、県においても活用可能な県有地がないかと抽出して、2月に浦添総合病院と現地の確認を行いまして、ヘリ基地として活用することはできないか検討を行ったということでございます。ただ、住宅地と隣接していてなかなか短期間に住民の理解を得ることが難しいとか、あるいは浦添総合病院とのアクセスが余りよくないとか、

浦添総合病院が考えるヘリ基地の条件に合う場所が見つからなくて、今回、最終的にこの浦添市港川の市有地をヘリ基地として選定することになったという経緯でございます。

○又吉清義委員 今、大城課長がおっしゃるように、県としては2月に1回は行動を起こしたのであって、その後一切行動を起こさない。この用地をどなたが探したのかというと、浦添総合病院もこのままでは大変になるぞと、むしろみずから動いて、浦添市役所に出向き、そして国に出向き、段取りができたから、皆さんのところに上がってきたのが現状ではないですか。皆さんは具体的にこの土地を探しに何回動きましたか。実際、実績はあるのですか。

○大城博保健医療政策課長 今回、確かに浦添総合病院が、浦添市に働きかけて確保した土地に建設することになりましたが、県からも幾つか候補地も上げて、もし浦添市港川の土地が確保できなかった場合には、代替地として確保しようというような土地も1カ所ございました。2月に現地確認も行っておりますし、私も浦添総合病院の皆さんと一緒に4月と5月に2度ほど、候補地に足を運んで確認を行ったところでございます。

○又吉清義委員 今、大城課長は頑張って2回ほど行ったとの答弁ですが、前もってお互い12月には期限も切れるとわかっておりながら、私はもっと県として積極的に動いてもらいたかった。これがとても残念でならないのですよ。今、上がってきたこの5200万円の予算、この用地、全て皆さんが努力して動いたのかと思ったら、段取りできたものに皆さんがぼんち乗っかっているだけで、誠意が見られないなというのがるものですから、あえてこういう質疑をしているわけです。浦添市にしろ、浦添総合病院の人が何とかしてもらいたいと皆さんに要望する中で、国に出かけ、そして、では移転費用をどうするのかということ呼びかけても皆さんからは何の返答もない。そして、具体的に内閣府を初め移転費用を何とかしてもらいたい、では何とかしましょうと結論が出て、段取りができてから、こうぼんち上がってくるようでは、本当に委託を受けている県の体勢はこれでいいのか。私は許せる問題ではないと思うのです。やはり、委託を受けているのならば、本来ならば皆さんから真っ先に動くべきじゃないですか。皆さん、その辺をもっと反省するべきだと思いますよ。大城課長が2回ほど動いたとのことですが、ここまで来るのに浦添市であり、浦添総合病院が動いたのは2回ほどではないですよ。みずから国にも出かけ、厚生労働省にも出かけ、大変な行動を起こしたのですよ。そういった動きについて皆さ

んは全く感謝の気持ちがないのか。浦添総合病院、浦添市に対してですね。ぼんとできたものを当たり前にとぼんととって、私はこれでいいのかと納得いかないのです。どのくらい苦労したか御存じないですか。

○大城博保健医療政策課長 今回、このヘリ基地の整備にかかる経費を当初予算の計上に間に合わせることはできなかったということについて、真摯に反省しております。また、このドクターヘリの運航について、日々浦添総合病院には御世話になっておりますし、浦添総合病院がこの移転候補地の確保に向けて、奔走されていること、それから浦添市の協力を得て、浦添市港川の土地を利用できるような環境が整ったことについて、感謝しております。今後、ヘリ基地の整備費の予算が成立して以降、円滑に整備が進むように県も精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員 ぜひ部長にお願いしたい。浦添総合病院も浦添市も本当に苦労して、やっと見つけたのです。一日も早くということで、大変なことになりますからと。ぜひ部長からもこれに一言、本当に済まなかったと感謝の気持ちがあるべきだと思いますよ。皆さんはまるっきりできたものをぼんととって、あたかも皆さんがしたかのようにのせませすけれども、実際は違うのです。どんなに苦労したか。議会の議決もです。行政財産から普通財産に変えることが1日でもおくれていたらアウトだったのですよ。浦添市を初め、教育委員会、必死になって説得する。そして南部国道事務所に出かける。あと1年間借りているのを何とかして解約してもらいたいとの打ち合わせをする。数々の苦労があったというのに、それでいいのかと私はまだまだ納得がいけないのです。まず、部長のコメントをいただいてから、次に進みたいのです。

○金城武総務部長 浦添総合病院、そして浦添市に非常に御尽力をいただいたということで、本当に感謝申し上げたいと思っております。ただ、先ほどございますように、やはり予算の計上、事前のいろいろな調整を含めて、しっかり検討して対応をする必要があると考えています。今後、関係部局としっかりと連携して、そういう準備ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

○又吉清義委員 ぜひ部長からも浦添総合病院や浦添市が人の命を守るために、沖縄県民の命をしっかりと守るために、こんなに御尽力しているということに感謝の気持ちぐらいあるべきだと思いますよ。全くこれもなく、できたのをぼんと、ワッターガソンドーという感じです。やはり浦添市だって、この行

政財産を普通財産にするというのは、大変なことですよ。これは皆さん行政側がよく知っていますよ。市民が使うものをあえて使わせないで、ここに使わせるのですから。議会でこれを通すのにどんなに苦労なさっているのか。

もう一つ質疑いたします。この5200万円の内訳を詳しく説明していただけますか。

○大城博保健医療政策課長 今回の、この施設整備費に対する補助金の積算の内訳ですが、まずヘリポート等を格納する格納庫の整備に要する経費として約3600万円を見込んでいます。それからヘリコプターが離着陸するヘリポートの整備費用として370万円程度、それからヘリコプターの燃料を保管する給油施設などで80万円、それから現場事務所の設置とか仮設の電気水道等にかかる費用として340万円程度、その他諸経費等を含めて5200万円を積算しております。

○又吉清義委員 今の5200万円の内訳を見て、しっかりした施設ができるのかなと関心しておりますが、そういう予算見積もりをとったということは、しっかりとした根拠があって、このようにしっかりできる、枠内でやるということで理解してよろしいでしょうか。ほかにまだ不足があります、これは浦添市が負担します、これは浦添総合病院が負担しますとかといったことはないですよ、ということに移転に関して確認いたします。

○大城博保健医療政策課長 この離発着に必要なヘリポート、それから格納庫、燃料庫等の整備にかかる経費については、今回、県の積算している金額で対応可能ではないかと考えております。

○又吉清義委員 この移転費用に関しては、県としてもこういった委託を受けたからには、このような整備費用であり、移転費用に関しては皆さんでしっかりと負担をしていくと確認してよろしいですか。まさか、また、ある部分は自分たちはやらないよとか—そういうことはないかと思いますが、この5200万円の中身を見たら、ほぼこれで全部かなと思いますが、不足はないですよということを最終確認させてもらいます。

○大城博保健医療政策課長 この内容、金額につきましては、浦添総合病院とも調整をした上で設定した金額となっております、それで補助事業を適切に執行できるものと考えております。

○又吉清義委員 お互いやはり協力して、沖縄県民の命を守るという観点をもとに、この移転費用に関して、県でしっかりと、心配しなくてもいいからと、しっかり自分たちもやるからと一やはり浦添市にも御協力をいただいている、そして、多くの県民の命も守る、そういった意味から、ぜひそういった心がけでお願いいたします。

次、住宅市街地総合整備費です。追加で出ている債務負担行為補正ですが、皆さんは2月定例議会で同じ債務負担行為補正で、平成28年度から平成29年度まで、限度額を13億6200万円から15億6064万円に補正しました。あの予算とこれは同じ予算であるのか、2月補正予算で出た住宅市街地総合整備費がなぜあえて今回ここに出るのか、その2点からお伺いいたします。

○池村博康住宅課班長 まず平成28年2月議会の予算と今回の予算が同じものかということですが、新川団地の建てかえ事業に係る予算は、県としては同じ予算であります。何が違うかと言いますと、平成27年度に平成28年度から平成29年度までの債務負担行為補正をした結果なのですが、建築工事1工区から4工区がございまして、建築工事につきまして落札しなかったということで、契約ができず、この債務負担行為が無効ということになります。それで、今回、平成28年度に建築工事1工区から4工区を新たに契約するということになりまして、平成29年度の債務負担行為の新たな設定が必要になるということで、平成29年度までの債務負担行為を設定して審査をお願いしているところです。

○又吉清義委員 同じ予算で、このように新たにまた債務負担行為補正を組むということですが、今なぜこれを組むことになったかということ、入札で落札できなかったと御説明がありました。例えば、去る2月定例会で補正予算を組んだ後、何日後に入札をしたのか、その経緯についてももう少し詳しく説明していただけないか。

○池村博康住宅課班長 新川団地入札の経緯について申しますと、当初から昨年末の発注を予定しておりましたが、設計業務において予算が不足することがわかりました。これが平成27年11月ごろで、これ以前の議会に間に合わなかったものですから、平成28年2月の議会に上程し、3月8日に議会の承認を受けました。そして、第1回目の入札を3月16日に行いましたが、これが不落となりまして、その後の3月29日の随契の調整も不調となって、平成27年度中に契約ができなかったものとなっております。

○又吉清義委員 その辺は立場の違いか、いま一つ理解できないのですが、3月8日に補正予算を組む。そして、3月16日に入札をする。しかし落札できない。やはり、そういった経緯であれば、行政と議会が両輪であれば、皆さんの土木環境委員会とか、そういったいろいろなところがあるのですが、これをどうするべきか、対応をどうするか、せめて協議をやっていいのかなと思います。そうでなければ、情報交換があってもいいのかなと。その時点で入札もできずに新川団地は工事もできない、そして、その市民は困っている。しかし、これは誰も知らない。そして、何事もなかったようにまた債務負担行為が追加で出てくる。これでいいのかちょっと納得できない。

今、班長がおっしゃるように、3月16日に建築費は入札はできなかったが、電気設備に関しては入札できた。そして今回また追加で9億8900万円も組むのですが、この新川団地というのは当初13億5000万円でしたか。当初の見積もりでは、限度額が13億6200万円で、これが完成するまで、追加補正を含めて、この予算はトータル的に幾らになりましたか。

○池村博康住宅課班長 最初の質問でございますが、この平成27年度末の入札が不調になったということ、3月末にどうしても契約ができなかったということに関しては、いろいろ情報を公開しながら、いろいろ議会とも相談しながらやるべきだったかなと思います。

2つ目の質問でございますが、躯体で、最終的に19億6319万円に決定しています。

○又吉清義委員 要するに当初約13億6000万円から約19億6000万円、約6億円ふえるということになるのですが、やはりこういった補正をしないとこの新川団地はつくれない。やはりここで大事なものは人件費、資材費です。今、大震災があり、いろいろな条件で労働者も少なくなっている。また離島に関してかなり条件が悪くなっている。これまでの予算見積もりでも公売でもできなくなっているという時代に入ったのかなと私は思うのです。ですから、皆さんとして、この部分が当初の見積もりと違ってきたのだと、伸び率も違ってきたのだと、こういうのもしっかりしないと今後離島におきまして、県の工事ができるのかなと。県立八重山病院も2回不調に終わったという中で、こういった入札をする。しかし、これも落とすことができない。こういった進め方でいいのかと思うのです。今、当初の見積もりよりも6億円も上乘せしないと、この工事は着工もできないし、完成もできないというのも事実です。では、どの部分がどう変わってきたかというのは、議会、行政、共通認識を持たないと今後の公

共工事全てにおいて不調に終わりませんかと私は危惧するのです。皆さんとして6億円をふやす根拠、どの部分がこう変わりましたと、修正しないとできませんと、こういう資料もできているかと思いますが、資料ができているようであれば、当初と比較して、こう変わりましたという資料をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○池村博康住宅課班長 今回、入札の不落対策としまして、単価の見直し、労務単価、資材単価、それと見積単価等々を見直しております。そのほかにも地元の八重山業者に配慮したJV構成要件の緩和、複数工区の受注を認めるとか、あとは労働者を遠隔地から招集する場合の旅費、宿泊費等を必要に応じて、事後に計上するとかという対策を考えておりますが、この単価の見直しについては、建築4工区の平均ですが、大体8%の増ということになっております。加えて、今回は後年度発注する予定であった屋外整備工事も含めて、発注することにしております。

○又吉清義委員 私が何を言いたいかという、今、離島でこういった公共施設をつくる工事をする場合に、いつもこの一番困っている離島のハンデを克服せんとはいけませんということです。従来の予算見積もりではできない時代に入ってしまったということです。ですから、お互い正しい情報を知らないと、本当にこの金額でいいのかと。例えば、素人の考えからすると、当初設計の13億6000万円が6億円もはね上がって19億6000万円になったということは、工事費が約40%以上も上がるわけです。これは普通ではないですよ。そういった意味でももう一度、これとこれですよという6億円の根拠をぜひ皆さんお互い議論して、議会も今後やはり離島をしっかりと守ることによって、お互い日本の国土が守れる、離島に住んでいる方々の健康、そして、いろいろな生活条件を守ることができる大事なことなのです。

再度申し上げますが、この6億円余りもはね上がった根拠について、資料として提出できますかということをお伺いいたします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、住宅課班長から平成27年度予算を含めると約18億3860万円になるとの説明があり、又吉委員から予算積算の根拠資料を提出するよう要求があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

池村博康住宅課班長。

○池村博康住宅課班長 単価の上昇は、当初の予算と比べて1億2400万円程度です。資料につきましては、後日提出します。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 先ほどの5200万円のヘリポートの整備経費ですが、又吉委員の質疑でいろいろ見えてきたと思うのですが、これは全く新しくヘリポートを建設するというか、そこに要する経費ですよね。今回の議会が終わって、12月までには立ち退かないといけないという状況の中で、8月、9月、10月と、その建設期間といいましょうか、移転にかかる期間というのは十分、可能なのかどうかということをも確認したい。

○大城博保健医療政策課長 予算が成立した後のスケジュールですが、浦添総合病院においては、7月末ごろには設計を開始しまして、工事の期間は、10月から11月までの2カ月間を予定しております。12月下旬までには、浦添市の新しいヘリ基地でヘリコプターを運用できるように対応するという計画でございます。

○仲宗根悟委員 12月末で立ち退いていただきたいというのは、支障はないということはよくわかりました。今回の5200万円の費用というのは、新しくできるところの整備費用ですよね。今、既設で使っている格納庫とかは現状回復して、12月28日にはお返ししないといけないと思うのですが、解体費用とか、現状回復するための経費はどうなっているのでしょうか。

○大城博保健医療政策課長 現在の読谷村のヘリ基地の撤去費用については、浦添総合病院に負担していただくことになっております。

○仲宗根悟委員 もともとドクターヘリ事業は浦添総合病院でスタートされた事業ですよね。途中といいましょうか、県がバックアップしながら、県の事業として来ているわけですが、スタートした時点の既設の部分については、浦添総合病院で解体、あるいは、原状回復して、その地主の方にお返しするという

ようなことになるわけですか。

○大城博保健医療政策課長 今おっしゃったとおりこの読谷村のヘリ基地の整備にかかる経費は、県のドクターヘリ事業が始まる前に浦添総合病院が独自で実施していた急患搬送用のヘリコプターを運航するために、平成18年度に浦添総合病院が整備をしたものでございます。

今回のこのヘリ基地の整備費用に対する補助金については、新たなヘリ基地の建設にかかわる経費を対象に補助金を積算しておりまして、撤去費用については対象に含めておりません。

○仲宗根悟委員 今、この基地そのものをつくるというのは浦添総合病院の事業としてやっていて、県はその5200万円の補助という形で支出するということですか。県の事業ではないのですか。

○大城博保健医療政策課長 ドクターヘリ事業は浦添総合病院が実施主体となって実施をしております、県は運営費に対して補助を行っている。今回、施設整備費に対して補助を行うこととしたということでもあります。

○仲宗根悟委員 私も勉強不足で、今の浦添総合病院の事業に対して、県が補助をしているような運営になるわけですね。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 このドクターヘリ事業について、まず国と県の年間の総予算を教えてくださいませんか。

○大城博保健医療政策課長 ドクターヘリを運航している浦添総合病院に対しましては、県から運営費の補助を行っております。運営費の補助は、1つは厚生労働省の補助メニューを活用して実施しております、それから、沖縄振興特別推進交付金も活用して実施しているところでございます。平成28年度予算ですが、厚生労働省の補助金が2億5045万9000円、それから、沖縄振興特別推進交付金が3448万3000円、合計2億8494万2000円となっております。

○上原章委員 直近でいいので、年間どのぐらいの出動があつて、年々ふえて

いるのか、減っているのか、数字がわかりましたら教えてもらえますか。

○大城博保健医療政策課長 直近の平成27年度の患者の搬送件数は417件となっております。過去四、五年の搬送件数の推移を確認して見ますと、おおむね400件前半、430件とか、今回の417件という数値で推移しております。

○上原章委員 当初、基地をあえて読谷村に置いたというのは、その場所が一番適していたということでスタートしているのか。その辺の事情はどうなっていますか。

○大城博保健医療政策課長 読谷村にヘリ基地を整備した経緯ですが、平成17年7月から浦添総合病院は独自事業として実施しております。当初は、那覇空港をヘリ基地として使用していたと聞いております。ただ、那覇空港ですと緊急発進の手続になかなか時間がかかるということで、新たなヘリ基地を確保するために、できれば浦添総合病院の近くに土地を確保したいということで取り組まれたようですが、適地を確保することができずに、現在の読谷村の発進基地に平成18年度に整備をすることになったと聞いております。

○上原章委員 今回の港川に新たにつくるということは、この事業の目的を考えるといい新たな基地になるということで認識していいですか。

○大城博保健医療政策課長 ヘリポートの発進基地として必要な条件がいろいろあると思いますが、その中でも浦添総合病院とのアクセスが、今の読谷村の発進基地ですと24キロメートルか、25キロメートルほど離れておりまして、車で四、五十分の時間がかかる距離でございます。新たなヘリ基地は約3キロメートル、10分少々で浦添総合病院まで移動できる場所にありますので、その点、非常にメリットがあるのではないかと考えております。

○上原章委員 この事業は、医者、看護師等がローテーションを組んでやっていると聞いていますが、これは全て浦添総合病院のスタッフですか。

○大城博保健医療政策課長 ヘリコプターに添乗する医師、看護師とも全て浦添総合病院の職員でございます。

○上原章委員 これまでは読谷村にヘリポート基地があるゆえに、そこに常駐

していたと聞いていますが、今後、港川に基地を置くシステムになった場合、この方々はまたそこでずっと待機するのですか。それとも、全国では普段の仕事もしながら出動のときにそこにリンクさせるような、可能な限り効率よくやっているところが多いと聞いていますが、今後はどうなるのですか。

○大城博保健医療政策課長 救命救急センターとヘリの発進基地が一体的に整備されている場合は、委員のおっしゃったような対応も可能かと思いますが、ドクターヘリの出動要請を受けて、ヘリが離陸するまで原則として5分以内に出発するということを決めておまして、近くはなりますが、引き続き医師、看護師には発進基地に待機していただくことになると考えております。

○上原章委員 先ほど、地元の浦添市、浦添総合病院等が新たなヘリポート基地を探す段階で、おっしゃるように本当は普段の仕事とリンクさせながらやるのが一番理想だと思ってはいたのですが、なかなかそれが実現しない。それは今の時点で詮ないことかもしれませんが、そういう方向では全く場所がないということですか。

○大城博保健医療政策課長 例えば、現在の浦添総合病院にヘリの発進基地を整備できないかということですが、ヘリコプターの安全確保上の観点から浦添総合病院には、ヘリポートは整備できないということでございます。

○上原章委員 先ほど年間約400件余りと、平均すると1日1件、2件は行かないのかなという状況ですが、この事業自体は非常に大事な事業だと思います。今の時点で出動の要請があつて、対応できなかったケースというのは年間相当あるのか。今、沖縄本島中心に周辺離島も、この事業でやってはいると思うのですが、年間400件余りの現状の中で、これまで、この出動中にまた別のところから要請があるケースもありますが、天候とかそういう事情ではなくて、具体的に対応できなかったケース、現実に出動できなかったケースは過去にありますか。

○大城博保健医療政策課長 要請が重複したために出動できなかった件数につきましては、平成26年度のデータで見ますと、年間7件となっております。要請件数に対して、重複のために出動できなかった割合を見ますと、全国平均と比較してかなり低い割合となっております。重複要請があつて出動できなかった場合につきましては、自衛隊機や救急車、ドクターカーなどで対応している

状況でございます。

○上原章委員 北部地域で、民間の努力でドクターヘリと同じ内容で出動している事業がありますが、これは年間どのくらい出動しているかという情報は皆さんにありますか。

○大城博保健医療政策課長 NPO法人メッシュ・サポートの出動件数ということで、メッシュ・サポートは幾つか救急患者の搬送業務以外にも実績はあると思いますが、平成27年度の救急患者の搬送件数は214件と伺っております。

○上原章委員 これまで議会でもたびたびこのメッシュ・サポートの取り組みについて、県の考え方、議論がありました。県内にこれだけの南北、離島も含めてですね、2機目が必要じゃないかという県民の声をいただきます。これを県は今の時点でどう認識されているのですか。

○大城博保健医療政策課長 沖縄県は離島県ということで、離島の患者の急患搬送体制を整備することは、とても重要な課題であると認識しております。ドクターヘリにつきましても、2機目の導入が必要かどうかは、内部でいろいろと検討はしているのですが、例えば、このメッシュ・サポートの多目的ヘリの運航しているエリアは現在のドクターヘリのエリアと重複しておりますし、沖縄県のドクターヘリは搬送件数が今後増加した場合でも、なお、対応できるような余力は残っていると思います。先ほどお話ししましたが、重複要請の割合というのは全国平均と比較して、余り高くない状況にあるということで、例えば先島諸島において、ヘリコプターの導入の必要性がないかどうかを検討しているところですが、要請のある時間帯を確認してみますと、夜間の要請割合がかなり多くて、普通のヘリコプターでは対応できない件数がかなりあるということで、やはり引き続き自衛隊や海上保安庁の御協力を得て対応をする必要があるのではないかと今考えているところでございます。

○上原章委員 いずれにしてもメッシュ・サポート事業は、北部地域で結構な実績を積んでいて、現実に県がやっている浦添総合病院が出動する前にも、むしろ向こうに直接依頼して、今言った二百数十件の実績があると思うのです。ぜひ命にかかわる事業ですので、単純に件数が多いとか少ないとか、むしろ待ったなしの数分の取り組み、15分ルールと聞いていますので、今の県内の現状、今回基地がこういう形で新たに変わるのですが、実際本当に沖縄県内でどのく

らの必要性があるかは、県がしっかり検証しながら一つ一つ前に進めていただきたいと要望して終わります。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から議案の債務負担行為補正の備考欄を利用して丁寧な説明を記載するよう要望があり、総務部長から今後そのように対応したいとの返答があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 先ほどのドクターヘリについてですが、基本的なところで、県内でドクターヘリ事業をやっている病院は何カ所ありますか。

○大城博保健医療政策課長 沖縄県のドクターヘリは浦添総合病院に要請をして実施していただいております。この1機でございます。ほかにメッシュ・サポートが多目的なヘリコプターということで、救急搬送を行っている事例もございます。

○比嘉瑞己委員 たまに与儀公園にとまるヘリコプターは、沖縄赤十字病院に搬送しているのではないのですか。あれも浦添総合病院に行くヘリコプターですか。

○大城保健医療政策課長 浦添総合病院が運航しているドクターヘリにつきましては、ヘリコプターに添乗する医師の判断で患者の容体、あるいは家族の意向を確認した上で搬送する病院を決定しております。ですから、専ら浦添総合病院だけに限定して患者を搬送するということではなくて、容体や患者のお住まい、意向によっては県立中部病院に搬送したり、県立北部病院に搬送したりということで、恐らく、県のドクターヘリが沖縄赤十字病院に搬送された事例ではないかと考えております。

○比嘉瑞己委員 先ほどの417件の実績のうち、搬送先がどの病院なのか内訳資料で後でいただきたい。

地域が与儀公園の近くなのですが、あそこにヘリコプターがとまるのを年に何回か見かけるのです。あそこは公園ですから、急に市民はあそこにとまるのを見て不安に思っていて、このヘリポートの整備条件というのが、本来厚生労働省とかでいろいろ定めがあると思うのです。実際要請があつて、これまで読谷村のほうにとまったり、あるいは沖縄赤十字病院に行ったほうが良いということで緊急に与儀公園にとまるケースがあるものですから、そういった状況は、今後そのままでもいいのか、何らかの整備が必要じゃないかと感じたのですが。

○大城博保健医療政策課長、確かに急患の発生というのは、いつどこで起きるのかわかりませんし、どの病院に患者を搬送することになるかは、フライトドクターが状況を確認して、患者や家族の意向を聞いて決定しているので、付近の住民の方は驚かれることもあるかと思うのですが、救命処置はできるだけ早く行うことが必要ということで、ヘリの離発着が可能なポイントを県内各地に、沖縄本島であれば、三百数十カ所離発着できるような場所を確保して、患者の搬送に対応しているところでございます。引き続きドクターヘリ事業の周知を図りながら、県民の理解を得て事業を進めていけるように取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 よく本土では、大きい病院だと屋上にヘリコプターが着陸できる病院を見かけるのですが、県内ではそういった病院はありますか。

○大城博保健医療政策課長 ドクターヘリの患者を受け入れている病院の多くは、病院内にヘリポートを整備している事例は余り多くはございませんで、県内では、中部徳洲会病院と南部徳洲会病院、この2施設のみ病院内にヘリポートを整備している状況でございます。

○比嘉瑞己委員 先ほど、厚生労働省からの予算がありましたが、例えば、これから県内の医療機関が病院の建てかえなどで、今後はヘリポートの受け入れもできるような病院にしたいというような意向がある場合、こうした厚生労働省の予算等はもらえるのでしょうか。

○大城博保健医療政策課長 厚生労働省の医療提供体制施設整備交付金に救急ヘリポート施設整備事業ということで、入院患者を受け入れる救急医療病院にヘリポートを整備する際のメニューというのがございますので、その補助メニューを活用できると思います。

○比嘉瑞己委員 ぜひ県内の医療機関にこういった制度があるということを発信して、県内受け入れが、もっと安全にできるように努力すべきだと思いますので、その点についてお聞かせください。

○大城博保健医療政策課長 ぜひ、厚生労働省の補助メニューも周知を図って、県内の病院で施設内のヘリポートの整備が少しでも進むように取り組んでいきたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほど又吉委員からも質疑がありましたが、ヘリ基地の関係で、読谷村から浦添市のところに移るということで1分1秒争う意味では、やはり医療体制の強化になると思っています。また、医師やパイロット、その関係者も大変の苦労があったと思っています。先ほど説明では、365日のうち417件ということは、1日に二、三件も確かにあったのだろうなという件数だと思っています。

今度、浦添市と病院側との契約ということですが、この契約は、何年されていますか。1年なのか、5年なのか、10年なのか。

○大城博保健医療政策課長 浦添市との土地の賃貸契約は、7月中には契約を締結したいということで調整を進めているということをお聞かせしておりますが、契約そのものは、単年度、単年度での契約になると思います。ただし、浦添市からは、浦添総合病院がヘリコプターの発進基地として使用する必要がある期間については、土地は貸与する方針であるということをお聞かせしております。

○中川京貴委員 単年度契約で、県が5200万円の補正予算を組んで、建物や格納庫をつくって、浦添市が来年契約しないと言ったらどうなるのですか。

○大城博保健医療政策課長 この間、浦添市にはヘリコプターの発進基地の確保に向けていろいろ協力をしていただいていたのでまいりました。浦添総合病院は、浦添市で重要な役割を担っている医療機関で、浦添総合病院のことを浦添市は、よく理解もされております。浦添総合病院には安定的に市有地を賃貸する方針であるということ、浦添市は意向を表明をしておりますし、我々

からも浦添市に確認いたしまして、そういう方向であると。このヘリコプターの発進基地として、使用が必要な期間についてはお貸ししますという方針であるということは確認をとっておりますので、このヘリの発進基地としての使用が必要にもかかわらず、浦添市が貸し付けを行うことができませんということがないように、浦添市と連携していきたいと考えております。

○中川京貴委員 今の答弁を確認をしたいのですが、長期的に使用ができるということで理解していいのですか。

○大城博保健医療政策課長 ヘリコプターの発進基地として使用する必要がある期間については、浦添市は貸し付ける方針であります。

○中川京貴委員 ちなみに株式会社星野リゾートと浦添総合病院との契約は8年だけだったのですか。

○大城博保健医療政策課長 この読谷村の発進基地に関する土地の賃貸借契約は、1年間の契約期間で更新を続けていたと聞いております。ただ、この契約は、当初の段階でリゾート開発の計画ができた時点で土地を明け渡してもらいますよという条件で契約をしたということで、今回、求めに応じて、新たなヘリ基地を確保することになったということでございます。

○中川京貴委員 なぜこの質問をするかというのと、この5200万円のうち格納庫は幾ら幾らと予算の内訳があると思いますが、ドクター、パイロットが住む建物の予算は幾らですか。

○大城博保健医療政策課長 医師、看護師が出動しない時間帯に待機するスペースについては、読谷村のヘリ基地で現在使っているプレハブを移設することにしておりまして、移設費用92万円を予算に計上しているところでございます。

○中川京貴委員 ここには、仮設工事で380万円の予算がついているのです。それで、質問しているのです。

○大城博保健医療政策課長 仮設工事につきましては、現場事務所のリース料とか、仮設の電気、水道の施設の整備費等が内容になっておりますが、その中にこの読谷村の発進基地で使用しているプレハブの移設費用を包含して積算し

て整理しているところでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県人事委員会委員の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは乙号議案について御説明いたします。

議案は冊子の平成28年第3回沖縄県議会(定例会)議案(その2)及び同(その3)にございますが、説明はお配りしております平成28年第3回沖縄県議会(6月定例会)総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

それでは、説明資料の1ページをお願いいたします。

議案は別冊の議案書(その2)の9ページにございます。

乙第8号議案沖縄県人事委員会委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県人事委員会委員1人が平成28年7月31日に任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました比嘉悦子氏は、沖縄コンベンションセンター館長、宜野湾市立博物館館長を務めるなど、公務部門における組織や人事管理、能率的な事務の処理に理解が深く、人格、識見ともすぐれており、人事委員会委員に適

任であることから、議会の同意を得て選任したいと考えております。

以上で、乙第8号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 人事の議案は、議会の同意を得るという形ですが、毎回皆さんから出される資料では概要しかわからないのです。今回は人事委員会、公安委員会、公害審査会を含めてもろもろ出てくるのですが、前は履歴書などいろいろなものがあつたと思いますが、その部分だけということではなく、僕らも同意するからには中身をもう少しわかっていないと、皆さんから出されたものでは本人がどうなのかわからないわけですから、その辺のやり方はもう少し工夫が必要ではないかと思ひます。大概、このように人事議案を出されて議会から否決されることは基本的にはありませんよね。一度だけ新垣幸子氏のときがありました、あれは経緯がわかるからなのでして、大概は皆さんから資料を出されてもわかりません。ですから、その辺の人事議案の資料の工夫がもう少し必要ではないかと毎回思うのです。出されて、ただ単に出したからいいですよと。本当にこの方が……、万が一、ほかの部分で全く違う処罰などがあつたときに、同意した議会にも責任があるわけです。その辺をもう少し工夫してもらえないかと思うのですが。

○**金城武総務部長** もう少しいろいろな工夫が必要ではないかという御意見でございますが、資料として、今、出しているもの以外にというのはなかなか難しいと思ひますが、個別に委員の皆様へ御説明をしておりますので、その中で少し資料以外の部分を含めて御説明する形で何とか御理解をいただければと思ひます。

○**當間盛夫委員** 例えば、今回の乙第8号議案の比嘉さんは人事委員会委員ということで、どの部門からなのか。公安委員会委員では弁護士から云々とかありますが、この比嘉さんは、どこからどのような推薦があつて、そういう形で

挙がってきているのかということが全く見えてこないのです。皆さんの説明にも沖縄コンベンションセンターの館長をしていたとか。そうであれば、教育委員会から出てきたものか、観光部門から出てきたのか、その比嘉さんを推薦してきた部門がわからないわけです。

○金城武総務部長 いろいろな各種委員会がございまして、委員会によっては特定の分野、法律等がございまして、人事委員会につきましては、特定の分野ということではなく、地方公務員法第9条の2第2項によって規定されているのは、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者という定めがございまして、それに基づき、今回、提案しております比嘉氏につきましては適任だということで同意を求めているところでございます。

○當間盛夫委員 余り深く言いたくはないのですが、こういう議案が出るときに皆さんの資料には大概これしか書いていませんよ。人格、見識がすぐれていると。誰もそのことはわからないわけです。どこからどういう形でこの方が来たのか、知事部局からなのか、そういう団体の部分があるのか、人事委員会にはどこどこという部分があるのか。その辺もやらないとだめだと思いますし、最近はやわらなくなってきていますが、人事委員会だけではなく、公安委員会、公害審査委員会の報酬関係がどうなっているのかということも本来は問題なのです。公安委員は毎日出ているわけではないですが、公安委員の報酬的なものはどうあるのかとか、もろもろがあるはずでしょうから、もう一度、精査しないといけないと思っています。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県収用委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、議案説明資料の2ページをごらんいただきたい

と思います。

議案は別冊の議案書（その２）の10ページにございます。

乙第9号議案沖縄県収用委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は収用委員会委員2名が平成28年7月22日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました赤嶺真也氏、友利聖子氏は、弁護士として法曹界で活躍され、法律に関し、すぐれた経験と知識を有していることから収用委員会委員として、適任でありますので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 任命については異議ありません。しかし、この収用委員会を設置したことによって、土地だけではなく、いろいろなトラブルを解決した例があると思いますが、主な実績を説明してください。

○**安里克也収用委員会事務局主幹** 収用委員会におきましては、公共事業を施工する企業、業者からの裁決申請等に基づきまして裁決を行っておりますが、平成27年度におきましては20件、平成26年度は47件、平成25年度は2件、裁決を行っております。

○**中川京貴委員** その結果は解決したのですか。

○**安里克也収用委員会事務局主幹** 裁決申請があった案件に関しましては、裁決を出すことで終結になります。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案沖縄県公安委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、議案説明資料の3ページをごらんください。

乙第10号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公安委員会委員1人が平成28年7月22日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察または警察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案しました金城棟啓氏は、民間企業において経営者としてすぐれた実績を持つとともに、経済界のリーダーとして幅広く活躍しており、公安委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

以上で、乙第10号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 経済界のリーダーとしてということですが、金城棟啓さんは株式会社琉球銀行の頭取をされていますよね。議会への出席を案件があるときだけにさせてもらえないかということがあるわけです。公安委員会の定例会が40回ということで、この経済界のリーダーは忙しい方なはずなのでなかなか出られないこともあると思いますが、現状はどうなのですか。そこへしっかりと出席し、対応できているのですか。

○大城盛和公安委員会補佐室長 金城棟啓委員の出席状況でございますが、平成27年の定例会への出席状況は27回となっております。平成27年の開催は37回でございます、37回中27回に出席しております。

○當間盛夫委員 金城頭取がどうこうということではなく、これだけの経済界のリーダーということで皆さんは公安委員会委員につけるのですが、現実には多忙な方であるので、公安委員会の会議自体がしゃんしゃんで終わっているのではないかと気になるのですが、その辺は当然ないですよ。

○大城盛和公安委員会補佐室長 當間委員のおっしゃるとおり、しゃんしゃんで終わることはありません。つけ加えて申し上げますと、公安委員会では各部から報告があります。その報告に対しましても、いろいろ質疑をされたり、議論をしたり、適正な職務を全うしていると考えております。

○當間盛夫委員 前回の株式会社沖縄銀行の安里さんから続いて、琉球銀行の方ですよ。経済界のリーダーは金融機関だけですか。金融機関が入る理由はあるのですか。

○金城武総務部長 これまでの過去の委員を見ますと、やはり金融機関の方が委員として就任している状況でございますが、特段に金融機関でないといけないという法的な根拠というものはありません。結果として、金融機関の方が就任されているということでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 定例会への出席が37回中27回ということで、定例会を10回も欠席すると私も推薦の上でどうかと思いますので、この定例会の日にちは何日前に通知するのか、それとも定期的に決まっているのか、その辺をお願いします。

○大城盛和公安委員会補佐室長 定例会は、通常毎週1回と決めております。現在は木曜日に開催することになっております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県公害審査会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、議案説明資料の4ページをごらんください。

乙第11号議案沖縄県公害審査会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公害審査会委員12名が平成28年8月3日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公害審査会委員は、人格が高潔で識見が高い者、具体的には、公害紛争処理について専門的知識、経験を必要とすることから、学術、法律、医療、公衆衛生部門を中心に、学識経験を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案しました11名の方々は、いずれも公害紛争処理に関し、法律、医療、公衆衛生、環境問題についてすぐれた知識と経験を有しており、公害審査会委員として適任であることから、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

以上で、乙第11号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより乙第11号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほどの乙第9号議案と一緒に、公害紛争処理のこれまでの主な実績、また、解決したのか、していないのかについて。

○金城康司環境政策課班長 これまで公害審査会に申請のあった公害紛争事件

は15件でありました。その中で調停が成立したのが8件、打ち切りとなったのが5件、却下が1件、取り下げが1件となっております。

主な処理事件を説明させていただきます。

例えば、直近であった事案としましては、製糖工場に隣接する住民から夜間に製糖工場で発生する騒音、振動、ばい煙等によって公害が発生している所以对処してほしいという申請がありました。これに関しましては、製糖工場側で騒音の発生防止策として壁を改良したり、ばい煙対策ということで煙突を改良したり、そういった努力をいたしまして、結果的にその後は、騒音、振動等が発生していないということで和解になりました。

○中川京貴委員 これは乙第9号議案とは違って、調停するのであって、どちらが正しい、悪いという決定権はないということですよね。

○金城康司環境政策課班長 この公害審査会は、そういった公害の原因を裁定して公害原因が相手方にあるということを決定する場ではなく、あくまでも公害を、お互いの譲歩に基づいて和解に持ち込むということが主たる目的の審査会でございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この11名の方々は、8月で任期満了ですよ。

○金城康司環境政策課班長 はい。

○當間盛夫委員 任期が切れる中で、改めてまたという形ですか。誰も入れかわりがないのですか。

○金城康司環境政策課班長 一部入れかえがあります。11名中3名が入れかえとなります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県監査委員の選任について、乙第13号議案沖縄県監査委員の選任について及び乙第14号議案沖縄県監査委員の選任についての3件について審査を行います。

なお、ただいまの議案3件については、説明は一括して聴取することとし、質疑は議案番号を申し述べてから行うことにいたしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、乙第12号議案から乙第14号議案まで一括して御説明いたします。

議案説明資料は5ページから7ページまでとなります。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思っております。

乙第12号議案沖縄県監査委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち識見を有する委員2名が平成28年7月31日に任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員の識見を有する委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

今回御提案いたしました當間秀史氏は、県の総務部総務統括監、環境部長を歴任するなど、普通地方公共団体の財務管理や行政運営に関し、すぐれた経験と知識を有しており、また鈴木啓子氏は、税理士として実績があり、財務管理や事業の経営管理などに精通していることから、両者とも監査委員として適任でありますので、議会の同意を得て、選任したいと考えております。

次に、議案説明資料の6ページから7ページをごらんいただきたいと思っております。

乙第13号議案及び乙第14号議案沖縄県監査委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県監査委員の4人のうち議員選出の委員2名が平成28年6月24日に任期満了したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員の議員選出の委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました嘉陽宗儀氏、具志堅透氏については、去る平成28年6月28日に県議会議長から推薦をいただいております。

以上で、乙第12号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案の説明を終わります。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案、乙第13号議案及び乙第14議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案、乙第13号議案及び乙第14議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ。その後、委員長から委員会における請願及び陳情審査の進め方について確認が行なわれた。)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情第40号の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

○**金城武総務部長** 総務部関係の陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただき、陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、陳情が新規1件となっております。

1ページをごらんください。

陳情平成28年第40号女性副知事の登用に関する陳情につきまして、その処理概要を御説明いたします。

副知事は、知事を補佐し、知事の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、知事の職務を代理するなど、枢

要な地位を占める職であります。

また、副知事は、知事の最高の補助機関であり、元来、知事と一心同体であるべきことが要求される職であります。したがって、副知事の選任は、女性の登用も含めて、知事の自由な裁量に基づき決断すべき性格のものであると考えております。

以上で、総務部所管の陳情について説明を終わります。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 基本的な考え方をお聞きしたい。知事の自由な裁量に基づきというのは基本なのですが、これをもって女性副知事の登用を妨げる理由にはならない。それでいいですね。

○**金城武総務部長** 委員のおっしゃるとおりでございます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 女性登用について教えてほしいのですが、管理職等を含めて、皆さんの行財政改革の目標はどういう状況になっていますか。

○**金城武総務部長** 現状から申し上げますと、知事部局の平成28年度の課長級以上の管理職への女性登用率は8.9%ということで、前年度より0.8ポイント増加しております。目標とするところは、平成28年3月に県職員の女性活躍推進及び仕事と子育て両立支援プランというのを策定しております。これにおいて、平成32年度までに、知事部局の管理職に占める女性の割合を15%にすることを目標にして取り組んでいるところでございます。

○**當間盛夫委員** 今、8.9%というのだけれども、平成32年となりますと、あと4年で15%まで上げるという課題的な部分。これをやるとして、では、どういう形でそこまで引き上げてくるか、何を改善したら引き上げられるのか、そういうものは持たれていますか。

○**金城武総務部長** まず、女性の管理職への登用が進まない理由として、管理職登用層に女性職員の割合が少ないということが、まず1つあります。それから、女性職員に課長級以上の昇任を敬遠する傾向があるということ、それから、仕事と家庭の両立の中で、女性の場合は非常に難しいということが考えられるかと思えます。そういうことで、できるだけ女性職員が管理職としてふさわしい能力、実務経験が得られるように、配置先も広い分野に配置して、できるだけ職域を拡大することで管理職への登用がやりやすい環境といいますか、そういう方向を目指して、取り組んでいきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** 大胆に変えていかないと、この目標の15%はほど遠い。今の現状をこの4年間で変え切れるかといふとなかなか環境的にも難しいとなると、もっと働く環境の部分を知事部局を中心に全体的に変えていかないと。家庭との両立を含めて、「はい、そうですか」ということになかなかいかないとすると、もっと皆さんも努力して、女性が普通に管理職にいるという環境づくりは大事だと思います。頑張ってください。

○**渡久地修委員** ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 例えば、管理職を女性にお願いするのですが、やはり女性として、「いや、やっぱり私はだめですよ。」と断る事例もあったと思います。そういうことは実際何件ありましたか。

○**嘉数登人事課長** 明確に数字的なものでは、お答えはできませんが、確かにそういうお話をした際に、家庭のいろいろな事情、例えば介護が必要だったり、養育の問題があったり等の理由からなかなか難しいというような反応があった事例はございます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
当山勝利委員。

○**当山勝利委員** あくまで事例ですが、浦添市役所が最初、女性の登用がなかなか進まない、さっきおっしゃったようなことをおっしゃっていました。けれども、ちょっとずつ環境が変わって今は大分ふえているような感じがします。だから、取り組みを積極的にすれば、女性の管理職はどんどんふえてくると思うのです。本当に若い課長職、それから部長もふえましたし、やはり働く環境だと思うのですが、いかがでしょうか。

○**金城武総務部長** 御指摘のとおり、ある意味前例といえますか、そういう一定の方が上がっていくと、周りもやはり管理職に対して、自分もなれる、できるというような環境ができると思います。我々は、例えば、研修会等で部長級になっている女性の方々をお呼びして、女性職員を対象にこういう研修会等も今まで行っています。それも一つの環境づくりだと思いますので、いろいろな方策を活用して、女性登用に取り組んでまいりたいと思っております。

○**当山勝利委員** 部長席を見ると女性がいらっしゃらないですね。会計管理者は別として。そういう部長職のところに女性がいると大分波及効果が出てくると思いますので、その辺を努力していただきたいと思います。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○**仲田弘毅委員** 部長、今の女性管理職の問題ですが、やはりこれはずっと継続して、女性を引っ張り上げていかないと厳しいと思います。新聞報道、あらゆる資料の中で言われているのが、国でもそうらしいのですが、部長級になると女性特有の体調変化等を含めて、大変厳しい状況があるという指摘があるのです。そういった管理面、環境面の整理に関しては、県としてどういう対応策がありますか。

○**金城武総務部長** 委員の御指摘について、私も読んだ記憶がございます。ただ、現状において、県として、そういう部分の具体的な対策は今のところっておりませんので、そういう配慮も含めて、どういう対策ができるか少し研究してみたいと思っております。

○**仲田弘毅委員** 男性社会の中で、男性が経験できない、ある意味では一つの

社会現象というところがあります。そこに配慮をしてあげるとというのが、男性社会のやるべき仕事と考えております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

休憩 午前11時56分

(休憩中に、知事公室長から就任挨拶があった。)

再開 午後1時21分

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情第37号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 それでは、お手元にお配りしております平成28年第3回県議会(6月定例会)陳情説明資料(総務企画委員会)知事公室に基づき御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、陳情一覧表がございます。

知事公室所管の陳情は、新規5件となっております。

それでは、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料1ページをお開きください。

陳情第37号集団的自衛権を容認する「平和・安全保障関連法」の廃止を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

1の平和・安全保障関連法を速やかに廃止することについてであります。

安全保障関連法について、十分な議論がなされていない中で施行されたことは、残念であります。沖縄県は、在日米軍専用施設の約74パーセントが集中し、過重な基地負担を抱えております。

また、さきの大戦の経験を踏まえ、我が国の安全保障政策の変更に、県民は

大きな不安を感じております。安全保障関連法の施行により、米軍の運用や米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。

続きまして、資料2ページをお開きください。

陳情第45号「平成28年度離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

初めに1の台風災害による支援策について、災害復旧制度を災害の大きさと被害の実態から総合的に判断する等、その適用基準を見直すよう国に対し働きかけることについてであります。

災害復旧制度の改善については、全国知事会から積極的に国への要請を行ってきたところであり、平成22年には過疎地域など財政規模の小さな市町村を中心に甚大な被害が発生している場合に対処するため、局地激甚災害指定基準の緩和が行われております。平成24年は、本県においてもこの基準が適用され、台風15号により被災した3村が局地激甚災害の対象区域に指定されております。県といたしましては、災害復旧制度を積極的に活用して台風災害に対する早期の災害復旧に努めるとともに、全国知事会を通して、国に対し災害復旧制度のさらなる充実改善等を要請していきたいと考えております。

続きまして、資料3ページをお開きください。

2の尖閣諸島周辺海域や排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全、保護及び船舶の安全操業と安全航行の確保等のため、監視体制の強化など、宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりを強化することについてであります。

尖閣諸島をめぐる問題につきましては、平和的な外交を通じて一日も早い解決が図られるよう、日本、中国の両政府に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

沖縄県としては、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたところです。政府に対しては、引き続き、冷静かつ平和的な外交による関係の改善、漁業者の安全操業の確保などについて、要請していきたいと考えております。

次に、3の消防防災ヘリポートを大宜味村結の浜へ建設し、そこを拠点として県が消防防災ヘリを運航することについてであります。

消防防災ヘリコプターの配備については、法令で義務づけられたものではありませんが、その役割である救助、救急活動等は重要であると認識しております。

本県においては、陸上・海上・航空自衛隊、海上保安庁、沖縄総合事務局、

沖縄県警が所有するヘリ、県ドクターヘリ等が配備されており、本県で災害が発生した場合に備えて毎年訓練も実施されております。また、離島の急患搬送についても、陸上自衛隊や海上保安庁にヘリコプターの出動を要請して対処しているところでもあります。

消防防災ヘリの導入については、他県の事例を踏まえますと、機体購入費及び維持管理費は県の負担となりますが、航空隊員の人件費は市町村の負担になるなど、各市町村における財政負担が課題となりますので、市町村と連携して検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料4ページをお開きください。

6の久高島における急患の海上輸送について、「沖縄県内における急患搬送等の救援に関する申し合わせ」に基づき、第11管区海上保安本部の巡視艇による夜間の救急搬送を実施することについてであります。

久高島を含めた本島周辺離島からの急患搬送は、自衛隊法第83条に基づく県知事からの災害派遣要請により、陸上自衛隊が実施しております。第11管区海上保安本部の巡視艇による急患搬送は、陸上自衛隊の輸送機が離着陸できる場所がなく、ほかに代替措置がない場合に例外的に、「沖縄県内における急患搬送等の救援に関する申し合わせ」に基づき実施されております。

久高島におきましては、輸送機が離着陸できる場所が確保されているため、陸上自衛隊による急患搬送が実施されております。県としましては、急患搬送に支障が生じないように陸上自衛隊及び第11管区海上保安本部などの関係機関の協力のもと、引き続き、急患搬送体制の充実強化に努めてまいります。

次に、9の石垣市に尖閣資料館を建設することについてであります。

尖閣諸島を含めた、領土に関する国民世論等の啓発については、政府において、広報啓発イベントを実施するなど、国民の関心を高めるための取り組みが行われているところであり、沖縄県もその取り組みに協力しているところでもあります。

沖縄県としては、引き続き、政府と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えており、尖閣諸島資料館の建設については、このような状況を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料5ページをお開きください。

陳情第48号放射能公害被害者に人権の光を求める陳情についてであります。

こちらは、子ども生活福祉部及び保健医療部との共管となっておりますので、知事公室所管分の処理概要を御説明いたします。

資料6ページをお開きください。

2のニライカナイカードを継続し、福島県以外からの避難者へも支給するこ

とについてであります。

ニライカナイカードは、避難生活の経済的負担を軽減するため、県内92の協力企業・団体にカードを提示することにより、割引等のサービスを受けることができます。カードの継続につきましては、被災県からの要請に基づき提供する応急仮設住宅の供与期間が、平成29年3月末まで延長されたことを踏まえ、それまでの間は生活を支える必要性から、同年3月末まで延長いたしました。

なお、カードの支給対象者につきましては、福島県からの避難者や岩手県・宮城県で住家被害を受けた方のみならず、協力企業の提案により、災害救助法が適用された青森県、茨城県、栃木県、千葉県を含む7県の市町村から避難された方も広く対象として、サービスが提供されております。

続きまして、資料7ページをお開きください。

3の原発事故避難者の実態の把握をすることについてであります。

原発事故避難者とは、具体的にどのような避難者を指すのか、その定義についてはさまざまありますが、東日本大震災による避難者数については、復興庁からの照会に基づき、各市町村の協力のもと、月1回調査を行っております。具体的な調査方法としましては、①被災時に居住していた県別、及び②公営住宅や民間賃貸住宅などの避難場所の形態別に集計を行っており、平成28年6月1日現在で627名となっております。

また、毎年、避難者向けアンケート調査を実施するなど、避難生活の長期化による生活状況や今後の意向等の把握に取り組んでおります。

続きまして、資料8ページをお開きください。

陳情第55号沖縄で議論されることなく突然提出された「国連先住民族勧告」の撤回を要求する意見書及び決議の可決を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

資料9ページをお開きください。

1の沖縄で議論されることなく突然提出された「国連先住民族勧告」の撤回を要求する意見書及び決議を県議会で可決し、内閣総理大臣、外務大臣及び関係省庁や国連の関係機関に送付することについてであります。

沖縄県では、これまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論をしておらず、また、県全体においても大きな議論となっていないことから、このことについて意見を述べる立場にないと考えております。県としては、先住民族かどうかの議論よりも、沖縄県民の自己決定権について、より議論されるべきだと考えております。これまで沖縄の自己決定権が十分に尊重されず、沖縄の基地問題が解消されないこの状況こそが問題であると考えております。

続きまして、資料10ページをお開きください。

陳情第63号尖閣諸島周辺海域への中国軍艦等の接続水域入域に関する陳情につきましても、陳情第45号記事項2と同じ処理概要となります。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第48号について、消費・暮らし安全課副参事の説明を求めます。

比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事。

○**比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事** 資料の6ページをお開きください。

知事公室との共管となっております陳情第48号につきまして、処理概要を御説明いたします。

1についてであります。

東日本大震災の避難者に対する住宅供与については、被災県からの要請を受け、災害救助法に基づき、国及び被災県の費用負担により行っております。福島県からの避難者については、平成29年3月31日まで住宅供与することを決定しております。平成29年4月以降の住宅供与については、避難指示区域からの避難者は、今後、判断するとされており、避難指示区域外からの避難者については、新たな支援策が実施されます。

県としては、被災県の方針に基づき、新たな支援策が実施されるに当たり協力するとともに、福祉制度等活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 消費・暮らし安全課副参事の説明は終わりました。

次に、同陳情について、健康長寿課長の説明を求めます。

山川宗貞健康長寿課長。

○**山川宗貞健康長寿課長** 資料7ページをお開きください。

知事公室との共管となっております陳情第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

4の被曝関連健康診断を全県民を対象として実施することについてでありま

す。

被曝関連健康診断につきましては、国及び福島県において、対象者へ必要な検査体制の整備を行い、実施されています。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 健康長寿課長の説明は終わりました。

次に、同陳情について、生活衛生課長の説明を求めます。

與那原良克生活衛生課長。

○與那原良克生活衛生課長 知事公室との共管となっております陳情第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

5の放射性物質の持ち込みは必ず健康被害を伴うため、放射性物質が含まれる貨物に対し独自基準を設け、県内への汚染定着を防止し、沖縄を放射能の安全地帯にすることについてであります。

食品については、東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の後、食品衛生法の食品、添加物等の規格基準が改正され、食品中の放射性物質の基準値が定められております。

県では、平成24年度以降、衛生環境研究所において県外で生産された食品の放射性物質モニタリング検査を行っており、検査した全てで基準値以下となっております。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 生活衛生課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することのないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今の陳情第48号の放射能公害被害者の人権についてお聞きしたいと思います。陳情項目順にお聞きしたいのですが、1番の住宅供与の支援についてですが、現在この供与している数は何人で、こういったところに住宅を供与していますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 東日本大震災の被災者に対する民間住宅の借り上げの供与は、平成28年6月30日現在で、宮城県からの避難者は14世帯、29名、福島県からの避難者は155世帯、361名、合計169世帯、390名となっております。

○比嘉瑞己委員 400名近い方がこうした住宅で今は助かっているのですが、これが国の政策で、平成29年4月以降には出ていかないといけないということで、こういった陳情が上がっていると理解しています。この住宅供与に関して、沖縄県に係る予算というのは幾らぐらい必要なのですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 平成27年度支出額では、1億2421万1067円でございます。

○比嘉瑞己委員 これは県単独の予算なのですか。国からの交付金措置とかはいろいろあるのですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 費用につきましては、災害救助法による費用負担について、本県は、被災県からの応援要請を受けて供与を行っておりまして、これまで要した費用については、被災県へ求償し、交付されておりますので、県の負担はございません。

○比嘉瑞己委員 沖縄県の負担はないということで、考え方だと思うのですが、予算的にはそういった形でできるのであれば、継続して何らかの形でできるかと思いますが、これは結論はどうなるのですか。平成29年4月以降は、住宅供与はやらないという結論なのでしょうか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 住宅供与につきましては、平成29年3月で終了いたしますが、避難指示区域から避難しております避難者につきまし

ては、今後判断すると聞いております。避難指示区域外からの避難者の住宅供与につきましては、平成29年3月31日までとなっております。福島県の独自の支援策がございまして、民間賃貸住宅家賃への支援、公的住宅の提供支援、また移転費用の支援等を行うということ聞いております。

○比嘉瑞己委員 これは沖縄県での住宅を借りるときにも、福島県が引き続き支援をするという理解でいいのですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 そのとおりでございます。

○比嘉瑞己委員 今後どういった方針が出るかわかりませんが、きちんと避難している方の意向に沿った形で対応していただきたいと思います。

続いて、ニライカナイカードですが、これの今の実績と予算についてお聞かせいただけますか。

○知念弘光防災危機管理課長 ニライカナイカードの対象は、現在92カ所の協力企業・団体を対象に発行しておりまして、601枚発行してあります。予算はございませんので、これは92カ所の協力企業・団体に協力していただいております。

○比嘉瑞己委員 私は前に議会でも取り上げたことがあるのですが、沖縄県の独自の取り組みとして、特に避難している方たちからとてもありがたがられていたのです。それが、今回、国の方針に沿った形で打ち切られるかもしれないと心配をしています。今、お聞きすると、県の持ち出しの予算は特にはないと。協力している企業の皆さんの善意でやっているわけですよ。その92カ所の企業の皆さんとの組織の中に県も入って、いろいろ方向を出していると思いますが、企業の皆さんもできることはしたいという希望も多いと思うのです。ですので、陳情にあるとおり、ぜひ継続という方向で県も議論していくべきだと思うのですが、いかがですか。

○知念弘光防災危機管理課長 ニライカナイカードにつきましては、避難当初、着のみ着のまま逃げてこられて、住む場所も食べる物もない、そういった避難者の生活を緊急的に支援するために始まった取り組みでございました。92カ所の協力企業の厚意と負担を伴う形で、これまで5年間の継続した支援を可能といたしました。こういった官民一体となった取り組みにつきましては、他府県でも例がなく、国民、県民等からの寄附金、それから協力企業の皆様の協力な

くしてはなかったという取り組みでございまして、その点につきましては、協力企業の皆さんには感謝申し上げたいと思います。ただ、協力企業に対してアンケート調査を行ったところ、住宅支援の期限までで終了したいという意向が6割ございまして、それから平成27年度いっぱいまで終了したいという意向も2割ございまして、これに伴って協力企業も今年度は減っている状況がございまして、幹事会で諮りまして、総会で了承を得まして、平成29年3月末で終了ということが決定しております。

○比嘉瑞己委員 終了したいと答えた方が2割というお話でした。8割の方たちはまだ継続して支援したいと思うのです。今、おっしゃったように当初は緊急的な措置だったと思うのですが、5年を超えてきた中で、これからどんな支援が必要なのか、またどんな支援ができるのかという議論をすれば、ニライカナイカードの中身も検討していきながら、充実することができると思うのです。今の制度をそのまま継続するというのが難しいという判断になっていると思うのですが、そこはやはりその避難している人たちの声を聞いた上で、何らかの形で私はこうした支援は残すべきだと思います。これは知事公室長で答えていただけませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、防災危機管理課長からもお話があったとおり、私もこういうニライカナイカードが議会で議論されたことも承知しておりまして、知事公室長になってからいろいろ詳細について勉強させていただいたところです。やはりいろいろ議論がある中で、先ほど課長からもございましたように、92カ所の協力企業体から善意といいますか、厚意でニライカナイカードといった全国にも例がないものができました。委員からは「もう少し延長という希望があれば話も聞いたらどうか」ということですが、この件についても、私が聞きましたところ、平成29年3月をもって終了することが幹事会で決定して総会で了承を得られたという報告は受けたところです。ただ、これで全てを完全に打ち切るのではなく、経過措置の観点からは、利用頻度が高い、スーパーで利用できる商品券の提供など、財源の状況を踏まえて、またさらに検討をするとか、また直接生活に影響すると思われる医療費の本人負担の免除、これについてはニライカナイカード終了後も引き続き支援が可能かどうか、今後医療機関等と調整を行うということも、県としてはそういう方向で進めるという調整も受けてございます。基本的にはそういった形で、医療費の本人負担の免除というのが一番大きいと思いますが、その辺についてまた、我々としては医療機関と鋭意調整していきたいと考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

3番目に実態の把握をすることという要望に、皆さんとしては月1回調査を行っているという回答があります。これは資料要求として、後日調査結果について、教えていただきたいと思います。こうした実態をしっかりと見た上で、対応していただきたいと思います。

次に、陳情第63号、尖閣諸島についてですが、私たち県としても議会としても何らかの意思表示をすべきだと思うのです。今、こういった状況にあって、政府としては尖閣問題にはどういった立場なのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず尖閣諸島に対する政府のスタンスというのは、我が国固有の領土であって、いわゆる領有権をめぐる問題はないというスタンスだと思います。本会議で大分議論が出ましたが、やはり我が国の領土・領空・領海を守るという政府の立場として、しっかりとこういった一連の行動に対しては警戒態勢をとるし、それからまた今回のような軍艦の接続水域への侵入については、駐日大使などを呼んで申し出も行っているというようなことも答弁させていただいたところです。一方でまた、私の見解ととられるかもしれませんが、事を荒立てるといってまた語弊があるかもしれませんが、政府においても、外交ルートを通じて、しっかりと平和的に、そういった形でまた対応するという形が政府のスタンスかと私どもは理解しているところでございます。

○比嘉瑞己委員 やはり尖閣諸島は日本の領土ですし、国際法上でも明らかだと思っております。こういった問題が出てきたときに、そういったコメントを出しますが、そもそも基本的なスタンスで、領土問題は存在しないという立場というところがすごくわかりにくいと思います。そうしたスタンスだからこそ、外交によつての交渉ができないのではないかと思います。でも、今回はこれは冷静に、平和的に解決してほしいという別の陳情もありますし、沖縄戦を経験した私たちの島だからこそ、冷静な判断が必要だと思います。一部で軍事的な対応を求めるような論調がネットとかでよく見られるのですが、そういったことは、今、知事公室長もおっしゃったように、余計に緊張感を高めると思いますので、ぜひそのスタンスは守っていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 2ページですが、ぜひ県の皆様方をお願いしたいことがあります。離島・過疎地域に関する要望事項についてで、災害復旧とか県に要望を出しているのです。皆さんの処理概要には、「県といたしましては、災害復旧制度を積極的に活用して台風災害に対する早期の災害復旧に努めるとともに、全国知事会を通し、国に対して災害復旧制度のさらなる充実改善等を要請していきたい」と書いてあるのですが、非常に疑問視されるのです。

災害復旧に積極的に努めると書いてあるのですが、皆さんの平成27年度の沖縄県繰越計算書です。これを見たらたくさんあり過ぎますから、少しだけ実態を知ってください。まず、土木建築部の災害復旧などで、応急対応費ということで、河川とか港湾に、災害被害に対する対応費があるのです。これは丸々一般会計です。残念なことに1円も執行されておられません。全額繰り越しです。そして、災害復旧に関して、例えば、地すべり対策事業、総合対策防災事業、自然災害防止事業、そして海岸の砂防調査費や砂防維持費、こういうのも丸々繰り越しです。億単位で半端な額ではないですよ。そして、本当にこのような事業が余りにも多過ぎる。

皆さんは今、災害復旧に対して積極的に取り組んでいると言うのですが、これは答弁を変えるべきだと思います。いかがですか。1円も執行されておられません。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から災害復旧制度の見直しを求める陳情願意に対する処理方針である旨の補足説明があり、委員指摘の災害復旧に係る予算執行と制度見直しとは所管が異なるとの追加説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 今、言うようにこういった国庫補助を受けながらの事業も、一般財源でやる事業も余りにもこういったものが多過ぎる。この辺をもっとしっかりしてもらいたい。ですから、私からすると積極的に復旧に努めるとはちょっと言いがたい。その辺は本当に努力してもらいたい。なぜかと言いますと、ある地域で、今議会でもありましたが土砂崩れにしろ2年、3年してもなかなか進まない。実は私のトゥジの実家も3年たってもほったらかしなのです。何の手当てもない。木を切っただけ。これを見て十分納得しました。ああ、な

るほどねと。ほとんど使わないのだなど。そういうことを精査して、そういった災害復旧に関しては、いかにしてもっとスピーディーに動けるか。ぜひ積極的に動いてもらいたいということを改めて要望しますが、いかがでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 又吉委員の早急に災害の復旧・復興について、県も事業費は繰り越しすることなくしっかりと対応すべきではないかという御指摘については、防災危機管理課を所管している知事公室長としても大変理解できる御言葉ですので、この件につきましては、関係部局だけではなく、県の部局長の集まりの会議もごさいますので、委員からそういったお話があったということ、しっかりお伝えさせていただきたいと思っています。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 新規の陳情第45号です。1番目の台風被害についてです。我々県議会は、もちろん、去年、与那国島、八重山諸島に行ってきましたが、そこでいろいろな意見を聞いたら、全壊、半壊とかがあって、もうここには住みたくないという人もいて、書かれているとおり制度の見直しというか、この国の基準とか、こういうのは、何とか解決できる方向で要請されているのですか。処理概要を見ても今やると書かれているが。状況を説明してください。対象とされているのは何件で、対象にならなかったのは何件なのか。

○知念弘光防災危機管理課長 台風第21号による与那国町の被害につきましては、県に報告された被害としましては、学校施設の被害であります。それにつきまして、2284万6000円。これは、実は与那国町自体の被害でございまして、同年12月から翌年1月にかけて国と調整を行いました。局地激甚災害指定の基準となる課税税収額、与那国町の税収額が1億4498万8000円となっておりますが、その50%を超えるとなる基準を満たしていなかったことから、残念ながら激甚災害の指定はされておられません。

○中川京貴委員 それで県はどう対策したのですか。県が単独で行った等の支援はないですか。我々はそれを調査しに行ったはずだが。

○知念弘光防災危機管理課長 与那国町に確認したところ、この学校施設の被害につきましては、今、県の単独事業としてお願いをしてやっているところで

ございまして、ただ、業者が決まらずに、落札せずにそのまま繰り越しになっていると聞いております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から県の支援内容及び予算繰越の理由について確認があり、知事公室長から局地激甚災害指定の国との調整も調わず、県単事業としての執行も入札不調のため繰り越しになったことが説明された。また、同委員から与那国町の防災行政無線のふぐあいについて確認があり、知事公室長から対処済との説明があった。)

委員長から知事公室長に対して災害復旧予算の適正執行について関係部局に提示するよう指導があった。)

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 陳情第45号について、この局地激甚災害指定基準が緩和されたということですが、どのような内容ですか。

○知念弘光防災危機管理課長 局地激甚災害指定基準の見直しといたしまして、災害復旧事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村が1つ以上あるという災害地の基準に加えまして、市町村の標準課税収入に応じた指定基準の追加というのをされております。具体的な内容といたしましては、標準税収入が50億円以下の市町村において生じた査定事業費2.5億円を超える災害について、査定事業費の標準税収入額が20%を超える市町村が局地激甚災害の対象に追加されております。

○上原章委員 この3村というのはどこですか。

○知念弘光防災危機管理課長 平成24年の台風第15号の3村につきましては、国頭村、大宜味村、伊平屋村について指定されております。

○上原章委員 毎年我々も台風被害調査に行くのですが、具体的に国の基準等になかなか当てはまらなくて、個人の半壊、一部損壊といったものが何十所帯以上でないといけないとか。いろいろな島々の思いがあったのですが、それに

対する改善はどうなってますか。全壊、半壊という基準を適用する中で……。そういったのが皆さんの担当ではないですか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 災害救助法の適用基準につきましては、今は特に改正はしていないようでございます。

○上原章委員 本来、こういった国の基準以下の災害の場合は県や市町村で対応する、そのような一つの基準を設けたという意味があると聞いたのですが。県は国が救えない、そういう少数という用語があるかもしれませんが、私たちとしては1件でもしっかり救うべきだと思っているのですが、国が一つの基準を設けたら、それ以下の部分は地方自治体でやってほしいというのがあると聞いたことがあるのです。県はしっかりその対応はできていますか。国基準に当てはまらない部分に対する支援はできていますか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 全国知事会や九州地方知事会が被災者生活再建支援法の要件緩和を要望しております。

○上原章委員 その見直しはできているのですか。要するに、国がそういう見直しをしていく間に、可能性としては、またそういう被害を受けるところはあるのです。それに対する手当ては県は考えていますか。これは年来の課題なのです。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 これからも要望を続けていきたいと考えております。

○上原章委員 確かに国が動かないと、なかなか改善しないということはわかります。ですが、この問題を何度聞いてもずっと同じ答弁で、離島を含めた沖縄県民、被害に遭った人たちをどう救うのかの話なので、庁内でしっかりそれは対応していないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 災害等についての総括は私どもがしていますので、お答えさせていただきますが、沖縄県の住宅の特殊事情といたしましょうか。やはり本土の木材家屋と違いまして、鉄筋コンクリート、ブロックの家屋がございます。本土ですと半壊してすぐこの戸数の条件を満たすというような状況が、沖縄県ではなかなか半壊まではいかない。ただ、窓等が壊れた結果、中も大分

被害を受けていると。ただ、災害救助法の適用がない、さまざまな法律の適用がないということで、委員からもありましたように、沖縄県の長年にわたる課題だということは承知しております。知事公室長を拝命いたしましたので、この件について関係部局ともよく議論を行って、県庁として、この問題について議論し、研究していきたいと思っています。

○上原章委員 認識していると思いますが、沖縄県の場合、国の基準に当てはまらないケースが結構多いのです。ましてや、何十所帯そういう被害に遭わないと適用されないというのは、沖縄県ではなかなか難しいところがありますので、私は県独自の支援を考えるべきだと思っており、また国にもしっかりそれを伝えないといけないことだと思っておりますので、よろしくお願いします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対して各委員からの質疑に的確に答弁できるよう事前に準備すべきであると指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ。企画部長から就任挨拶があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情第45号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

下地明和企画部長。

○下地明和企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして、お手

元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理概要を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は、陳情が2件となっております。

1ページをお開きください。

陳情第45号平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情に係る経過・処理方針等につきまして、御説明いたします。

項目4及び5につきまして、御説明申し上げます。

県は、平成25年度から平成28年度にかけて、離島地区情報通信基盤整備推進事業を実施しており、本事業により、沖縄本島と南部離島町村の渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、久米島町が海底光ケーブルで結ばれ、高速大容量かつ2ルート化された中継伝送路が完成します。

また、平成28年度から平成31年度にかけて、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施することとしており、本事業により、当該5町村を含む離島・過疎地域等において、陸上部における超高速ブロードバンド環境が整備されます。南大東島、北大東島及び久高島等の小規模離島については、中継伝送路等の課題があり、平成28年度において、需要見込みや整備手法等を調査することとしております。

続きまして、2ページをお開きください。

項目7につきまして御説明します。

久高島留学センターは、当時の知念村が久高島における学校教育の充実や島の過疎化を食いとめる一つの方策として位置づけ、同村が建設した離島体験宿泊交流施設等の一部を利用し、平成13年4月に民間と連携して運営が始まったものです。その後、平成15年度に教育・住環境の充実を図るため、同村が設置主体となって専用施設を整備し、久高区が同施設の管理を行うとともに、引き続き同センターの運営を民間に委ねてきております。

また、南城市では、同センターの運営を支援するため、平成23年度から運営費の一部を補助しております。

県としては、これらの経緯を踏まえ、市において適切に対応すべきものと考えております。

続きまして、項目8につきまして御説明します。

県は、平成28年度から平成31年度にかけて、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施することとしており、本事業により、宮古島市を含む離島・過疎地域等において、陸上部における超高速ブロードバンド環境が整備されます。

平成28年度は国頭村及び与那国町を整備する予定であり、平成29年度以降については、今後関係市町村及び通信事業者と調整の上、整備計画を策定し、計画的に推進していきたいと考えております。

続きまして、3ページをお開きください。

項目10につきまして御説明します。

県では、平成24年度から平成27年度にかけて、4村5島を対象に、沖縄本島から離島への食品、日用品の輸送経費等を補助することで生活コスト低減を図る実証事業等を実施してきました。平成28年度からは、多良間村を含む13市町村19島に拡大して、離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施しております。

続きまして、4ページをお開きください。

陳情第67号沖縄県自治会連合会に対する補助金交付に関する陳情に係る経過・処理方針等につきまして、御説明いたします。

自治会は、住民自治組織として、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としております。

一方、市町村は、地方自治法の規定により、自治会が地域的な共同活動のための不動産等を保有する場合、法律上の権利義務の主体となるための認可を行うほか、自治会に対し、住民向け広報等に関する事務委託や、運営費、保安灯設置、集会所修繕など、補助金等による活動支援を行っております。沖縄県自治会連合会は、住民自治組織である自治会の連合組織で、市町村を単位とする自治会長会や区長会で構成する任意団体として発足し、現在、一部の市町村の自治会長会等が加入していると聞いております。同連合会に対する活動支援については、市町村の取り組み状況を初め、同連合会の組織の状況、活動内容及び今後の加入の全県的な広がり等を勘案した上で、県としての支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情第45号のうちの4及び5の通信回線のことですが、この離島地区情報通信基盤整備推進事業は平成28年度までありますが、総事業費はおおよそ幾らかかっていますか。

○上原孝夫総合情報政策課長 約90億円となっております。

○當間盛夫委員 この久米島のルートがあるけれども、宮古島から与那国島までの2ルートというか、全体的なものがありますよね。これを含めるとどれだけの総予算になりますか。

○上原孝夫総合情報政策課長 今説明したとおり、約90億円となっております。久米島ループと先島ループ、その2つを合わせて約90億円となっております。

○當間盛夫委員 全体、この2ルートを合わせて90億円となるのですね。今、海底の部分はあったのですが、陸上揚げの部分を今皆さんやろうとしているのではないですか。これは、全体的にどれだけかかると予想しているのですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 総事業費約45億3000万円を予定しております。平成28年度から平成31年度にかけて、それくらいを予定しております。

○當間盛夫委員 これは町村といいますか、そこの一括交付金を使ってという認識をしているのですが、それでいいのですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 市町村の一括交付金ではなくて、県の分の一括交付金を使ってということで、市町村には一部負担金をいただくということになっております。

○當間盛夫委員 これは県の広域のものを使うということですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 県の広域ということではなく、企画部としての予算、県の予算からです。

○**當間盛夫委員** 平成28年度から平成31年度というのがあるのですが、やる時期はどう決めるのですか。そこが何で早くて、平成31年度にやるところは何でそういう順でやるのというのはないの。

○**上原孝夫総合情報政策課長** 今、決定しているのは、与那国町と国頭村ということで部長は申し上げておりましたが、公募中でございまして、9月の中ごろには補助事業者を決定して、交付決定をしてやっていきたいと思っております。ただ、この事業については民設民営に対する県の補助金ということで、民間が、今、プロポーザルという形で手を挙げてきますので、彼らでそのプランを練ってきます。それを我々と調整しながら、県の予算等、平成31年度までという長期スパンですので、その辺を勘案しながら、調整しながら決定していきたいと思っております。

○**當間盛夫委員** 部長、これはよいことだと思います。90億円の予算をかける、陸上揚げも本来は民間がやらないといけない。例えばNTTなり、auが本来はやる。ところが、やはりそれをやるだけのものがないということで、なかなか民間ができないから、県がこの事業でやるわけですね。それでも45億円かかる。トータル大体130億円、140億円の予算をかけてやるのです。これだけの予算をかけて、皆さんは離島がどういうふうになると、これをやることで離島はどうなると想定してやっているのですか。

○**下地明和企画部長** 当然、通信基盤の整備ということで、住民の皆さんの通信環境を整備することによって、住民に対するユニバーサル・サービスのものを実現するというのが1つあります。それから、こういう通信基盤が整備されることによって、そういうところに、例えば情報通信産業なり、特にコンテンツ制作系、あるいは場合によってはソフトウェア系とか、都会にいなくても通信基盤がしっかりしておればできるような産業の皆さんが、そこに根づくことによって、地域の活性化につながればという2つの思いで進めております。

○**當間盛夫委員** それなのです。それと、これとまた並行しながらやるのですけれども、もう一つ皆さん、平成28年度から多良間村も含めての輸送費等補助事業をやっていますが、この予算的規模は幾らなのですか。

○**屋比久義地域・離島課長** 平成28年度当初予算における補助額は9980万8000円となっております。

○**當間盛夫委員** 約1億円の予算ということです。部長が今言われたその通信環境を整備することで、そこの住民、子供たちの学習環境もよくなっていきます。このICT化を含め、南・北大東村もそうなのですが、通信で塾を開いたりもやっている。言われるように、IT企業というのが、決して那覇になくてもいいと。そういう離島環境の中でも、そういうITのプログラム業の皆さんは通信があれば場所を問わないです。ところが、きょうも午前中にあったのですが、なかなか離島で物がつくれないのです。行くとなっても離島にアパートさえつくり切れない、住宅すらつくり切れない、余りにもコストが高過ぎる。小規模離島はつくればいいのではないかと、その町村なりで。例えば1例で、渡嘉敷島がそれで悩んでます。渡嘉敷村が自分で公営住宅なりつくって入れればいいじゃないかと。でも財政がもたないわけです。でも、土地はある。住宅環境を含めて、皆さんはそのことを考えていかないと。先ほどの日用雑貨のもので約1億円を使うということを考えると、さっきの陸上揚げの部分についても本来民間がやるべきですよ。それをやるわけでしょう。こういったことを90億円、45億円をかけて、約1億円はそういったものにかけてやるということは、離島のそういう定住促進を含めてやるわけだから、もう一步進めて、住宅環境をどうするかということもやっていかないと、このことを整備したのだけれども、住むところがない、宿泊するところがないということになるわけですから。私は一般質問で離島の住宅のことをさせていただいたのですが、その部分も一緒になって企画部が改善していかないとなかなか難しい。これだけの予算をかけてやってきたのだけれども、そのことが進まないということでは、違うでしょうから。住宅環境をどうするかということも、やはり企画部も一緒になってやったほうがいいと思っていますので、その辺はどう思いますか。

○**下地明和企画部長** 今回実施しているのは、日用品、食品等の物価高というところの原因を追及した末に輸送コストを支援することによって、一定程度落とせるというのがわかって実施するわけですが、一方、農林水産部は農林水産部でまた農産物の条件不利性の克服、という中で輸送コストの低減をしている。したがって、今、企画部として考えておりますことは、住みよく魅力ある島づくり計画という、いわゆる沖縄21世ビジョン離島振興計画の中でも位置づけておりますが、離島地域における住宅の整備促進については、市場による民間賃貸住宅の供給が見込めないことから、公営住宅整備等が有効であるとしておりまして、その部分を土木建築部において担うというような、それぞれ役割分担を離島振興においてもやっているところでありまして、そういうきちっと

その補助目的が理解されるような事業づくりをしていかないといけない。そこで一義的に、離島のことを考えて、発案といいますか、何かがされることを我々としては狙っているというか、期待しているというか、今、そういう状況でございます。

○**當間盛夫委員** これはそうではないと思います。県の住宅課は、県営住宅を含めて、そのことは最低、そういった部分での住宅のつくり方なのです。離島の定住促進のために県営住宅をつくるというものは彼らにはないという見解です。私が言いたいのは、本来は村営でやればいい話なのです。しかし、さっき言ったとおり財源がないわけです。根本の問題は、私は物流とっている。さっきも農林水産物のこともあるけれども、今、離島においてのものが全部高騰している。人件費の高騰もありはしますが、この沖縄であるからこそ、そういう物流のあり方を、そのシステムのやり方をしっかりとつくりたいと、きょうもやった新川団地でも結局、不調で1億円近くまた上がると。八重山病院にしても、それだけのものが高騰するというようなことがあるのであれば、やはり沖縄独自の物流システムを、農林水産物のことも含めながら、こういう日用雑貨のことも含めながら、こういう資材関係のことも含めながら、どう物流があるべきかと、物流の流れをつくるかということは大事だと思うのですが、その辺の考えはどうですか。

○**下地明和企画部長** 離島の大きな振興という観点から行けば、委員のおっしゃることもあるかもしれませんが、離島全体の物流に、そういう支援を含めるとなると、余りにも規模が大きくて、内容も多岐にわたってくる。その中において、どういう論理構成で、そして財源を含めて、まだなかなかアイデアを持ち切れてないというのが現状かと思っております。

○**當間盛夫委員** 沖縄振興策はあと5年の折り返しになるわけです。今の農林水産物の不利性解消もばらまきになっていないかというような課題もあるわけです。この5年のうちに、我々は本当に本気になって物流の改革をやらないと5年後にも今言う日用雑貨といったものに全部一括交付金を使っている。5年後にそういったものはないとなったときに終わりかと、また同じようなことになるのかということにならないためにも、今のうちにそのことを構築しておかないとだめだろうし、考えようによっては、今のうちに不利性克服のために県が半分は出して船を買って、民間にそのことをさせるとかというような形のあり方をちょっと考えてもいいのではないかと思いますので、きょうは提言

で終わっておきます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案、陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、陳情の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第8号議案沖縄県人事委員会委員の選任について、乙第9号議案沖縄県収用委員会委員の任命について、乙第10号議案沖縄県公安委員会委員の任命について、乙第11号議案沖縄県公害審査会委員の任命についての4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案から乙第11号議案までの4件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第12号議案沖縄県監査員の選任について、乙第13号議案沖縄県監査委員の選任について及び乙第14号議案沖縄県監査委員の選任についての3件を

一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案の3件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出についてを議題に追加するか協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど、採択した陳情第63号尖閣諸島周辺海域への中国軍艦等の接続水域入域に関する陳情は、意見書を提出してもらいたいという願意を含む陳情でありますので、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書提出の可否、案文及び提案の方法等について協議した結果、意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議員提出議案としての尖閣諸島周辺海域への中国軍艦等の侵入に関する意見書については、お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提案方法等については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会の所管事務調査についてに係る議題の追加について協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務の調査については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会の所管事務の調査についてお諮りいたします。

本委員会の所管事務調査事項は、お手元に配付のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情6件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修